

証票返還申出書

令和 4 年 2 月 15 日

豊田市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 豊田一郎後援会
代表者の氏名 西町 太郎
主たる事務所の所在地 豊田市小坂町×丁目○番地△
(電話 0565-00-XXXX)

公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 5 項により申請した証票の (一部・全部) を返還したいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏名 豊田 一郎
住所 豊田市西町〇〇丁目△△番地
(電話 0565 - △△ - □□□□)
職業 会社員
公職の種類 市議会議員

- 2 政治団体としての届出先

愛知県選挙管理委員会

- 3 証票返還申出枚数

6 枚

- 4 返還する証票にかかる立札及び看板の類を掲示した事務所の所在地並びに返還する証票にかかる事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

Table with 4 columns: 事務所所在地, 立札及び看板の類の枚数, 事務所所在地, 立札及び看板の類の枚数. Rows include addresses like 豊田市昭和町△丁目○ and 豊田市若林西町〇〇番地.

今回の返還により、私に係る後援団体のすべてを通じて現在所有する証票の総数は、 0 枚です。

令和 4 年 1 月 11 日

公職の候補者等の氏名 豊田 一郎



備考 1 この申出書は、申出者が後援団体 (公職選挙法第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体をいう。) の場合の様式である。
2 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第 110 条の 5 第 1 項に規定する公職の候補者等をいう。
3 後援団体の代表者本人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出を、その代理人が申し出る場合にあっては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

本人の署名があれば押印は不要です。